
 紹介

スイスの SPF 豚取引組合と SPF プログラムにおける役割

H. Keller

訳：杉本 千尋* 柏崎 守*

スイスにおける SPF 豚集団変換計画は、チューリッヒ大学獣医学部の H. Keller 博士を中心に展開されてきた。彼は 1973 年「SPF 豚による群清浄化 10 年の歩み」(Keller, H: 10 Jahre Herdensanierung mit Spezifisch-Pathogen-Freien (SPF)-Schweinen. AGf. SPF-Tiere, Sursee, Switzerland, 1973) を発刊し、スイスにおける本計画を詳細に紹介した。ここでは、その一部 (Die SPF-Vermarktungsorganisationen und deren Bedeutung für das SPF-Program) を邦訳したにすぎない。

(訳者ら記)

1. 概要

スイスにおける養豚経営は、繁殖を専門とするか、または肥育専門かであった。しかし、両者とも順調な経営を行っている養家はわずかであった。肥育専門経営では、多数の生産地の豚群から肥育豚を購入せざるを得なかった。一方多くの繁殖農家では豚流行性肺炎やヘモフィルス感染症などが他の豚の伝染病と同様に顕性あるいは不顕性の形で常在していたので、導入を主体とした方式は、すべての肥育豚に病原体がたえまなく感染し、重大な病気の発生が繰り返しおこる原因となっていた。そのため肥育農家は大きな経済上の損失を重ねてきたのである。

スイスにおいては、SPF プログラムの対象となる疾病による損失の 8 割までが肥育の初期に生ずるとされている。SPF プログラムは、生産コストの低下とともに養豚の収益性を上げるものである。したがって、その目的は繁殖農家の清浄化のみではなく、肥育農家の清浄化で

もある。豚流行性肺炎やヘモフィルス感染症は伝染性のものであり、感染をうけた哺乳豚から子豚、さらには肥育豚にまで広がるので、いわゆる“肥育ピラミッド”の頂点(すなわち繁殖農家)における清浄化がなされ、それが底辺まで徹底されれば肥育農家の清浄化も達成できるであろう。

SPF 化の経費は子豚生産にかかるが、その最終的な受益者は肥育農家である。もし SPF 化によって収益が上がることとなれば、肥育農家もより高い価格で SPF 子豚の購入を行うであろう。繁殖農家だけでは肥育のコントロールはできないので、SPF プログラムの範囲内で肥育農家との共同作業が必要となってきた。さらに SPF 豚の取引や輸送は非清浄豚から完全に分離されていなければならなかったが、従来の養豚業者ではそれまでの取引の方式を改めることは困難であった。そこで、これらの問題について SPS (Sana-Porc-Suisse) 機構がその解決に取り組んだ。ここで産み出された構想は、後にスイス各地において子豚取引の模範となった。

2. SPS 機構の活動について

KLIBA (Klingental-Mühle Basel) との共同で 1963 年に書かれた論文中には、すでに肥育経営の SPF 化についての主張がある。また、Young ら (1956)、Haynes ら (1963) によって書かれた SPF 豚による肥育成果に関する論文の中では、肥育豚 1 頭あたり 40 フランの生産コストの低下が算出されている。この生産コストの低下は、飼料効率の向上と肥育期間の短縮によりもたらされるものである。後にこの算出結果が現実と合ったものであることが証明された。繁殖農家にもこの利益を分配するために、

* 農林水産省家畜衛生試験場

SPF 子豚の価格を割増することが問題となった。実際には、次のようなことが話題となっていたからである。すなわち「証明書のある SPF 子豚の市場価格は、非 SPF 豚の価格より10～15 スイスフラン高くつけられるが、と殺時には控え目に見積もっても 30 フランの増益はある」

SPS 機構が SPF 豚繁殖農家および肥育農家とかわした契約の 14 条には、SPF 豚の取引について次のように規定されている。

第 14 条

1) 取引 SPF 豚繁殖基地である農家は、管轄獣医師によって SPF であると証明されている農家に対してのみ種豚および肥育豚を売却できる。

2) 子豚市場 上記の目的のため、SPS 機構は契約農家に対し、子豚市場での売買を自由に任せる。

3) 種豚に対する保証 豚はすべて市場を通じて売買される。種豚については、売却者は債務法に規定されている保証の義務を負う。

4) 手数料 衛生管理費として SPS 機構は売却者から次の手数料をとる。

a) 種豚 1 頭あたり 50 フラン

b) 肥育用子豚 1 頭あたり 30 フラン

5) 種豚に対する付加価格 SPF 種豚には、原則として需要と供給にあわせて適正な付加価格をつける。

6) 肥育用子豚 SPF 豚繁殖基地からの肥育用子豚は、地方市場も含め、哺乳時の体重により取引され、繁殖農家のため 1 頭あたり 6 フランを付加して売却される。

7) 輸送の義務 子豚市場はその負担で子豚を輸送し、繁殖農家から以下の手数料を徴収する。

生体重 20～30 kg では 1 kg につき 0.1 フラン

生体重 30～40 kg では 1 kg につき 0.08 フラン

生体重 40 kg 以上では 1 kg につき 0.07 フラン

以上の規定を実行することにより、次の事項についての問題点が解決された。

すなわち、

1. SPF 豚の取引を非清浄豚の取引から分

けることができた。

2. SPF 子豚および種豚に付加価格をつけることができた。

3. SPF 豚の生産者は事実上の販売保証をうけることができた。

以上の事項が解決されたが、このうち疾病防除の観点からは第 1 の事項が重要であった。

また、契約の第 18 条においては契約に違反した場合、SPF プログラムから生産農家を排除することもあらかじめ規定している。それは以下の通りである。

第 18 条 処罰に関する規定

この契約にあたっては、SPF 豚飼育者は契約に示された義務のすべてを忠実に果たさなければならない。故意または単なる不注意による契約事項の違反を犯した場合、当該の者は SPF 繁殖基地のリストからはずされる。

この規定により衛生管理の指示に対する違反は実質的な損失につながることであり、担当獣医師はその命令に服従させることができるようになった。前述した第 2、第 3 の点は、こうした理由で担当獣医師の立場からも重要なことであった。

当初は、共同作業を行った KLIBA に対して豚の取引および輸送の組織化が委託されたが、すぐにこれに代って専門の事務所が設けられた。豚の輸送用には特別の車両が作られ、SPF 子豚の販売はすべて順調にいった。初めはどの豚を購入すべきか決めかねていた肥育農家でも、SPF 豚が非 SPF 豚に比較して飼料効率がよく、損耗率も非常に低いということをすぐに理解した。SPF 子豚に対する需要は生産を著実に上まわり、初めから生体重 1 Kg あたり 0.5 フランが SPF 豚の取引に対し付加された。

3. SPF 豚組合あるいは SPF 豚株式会社

1964 年から 65 年にかけて、中央スイスで一部の肥育農家が SPF 豚群の作出を始めたとき、それまで北東スイスでのみ活動してきた SPS 機構が、彼らに契約の取り交しを申し出た。まず最初に、ルツェルン州ではその地域組織に実権が与えられ、独自の子豚市場をつくり出すこ

とが計画された。当時の VLGZ (中央スイス農業協同組合) の理事会の中心であった Stöcli 議長はこの計画を支持し、最終的には 1965 年 8 月に新たな子豚市場として、SPF 豚組合の本部が Sursee に設けられた。基礎のできたころの組合は、20 の組合員をかかえていたが、1965 年終りには 35 に組合員が増加した。

以下に述べる規約では、当時の州の SGD (養豚衛生協会) との緊密な協力が望まれていたことがうかがえる。

第 3 条 組合は相互扶助により組合員の経済的あるいは社会的な利益の確保と増大に対する SPF 豚飼育者の協力を目的とする。

第 4 条 以下の者は組合員となることができる。

- 1) 組合の助言と衛生管理指導に従うすべての SPF 豚飼育者
- 2) SPF 豚飼育者の利益を支持する個人または団体

組合加入に際しては、文書による申請と理事の許可が必要である。

第 7 条 一度汚染のおこった豚群では、その再清浄化が認められるまでは、いかなる豚をも SPF 豚として売却してはならない。再清浄化までの期間は 2 年とする。

第 9 条 組合員は以下の義務を負う。

- 1) 組合の利益を守ること
- 2) すべての SPF 豚の取引を組合に届け出ること
- 3) 仲介手数料を支払うこと
- 4) と畜場に運搬するとき以外は、組合で認可された車輛により豚を輸送すること
- 5) スイス債務法に従い、売却後の保証をすること
- 6) 第 5 条 (略) による 100 フランの債務を引受けること
- 7) 規約およびその執行に従うこと

第 10 条 組合員は以下の権利を有する。

- 1) 組合を通じ SPF 豚を購入すること
- 2) 組合の助言を求めること
- 3) 輸送用車輛を使用すること

VLGZ は事務所を開設し、また輸送用車輛を調達した。組合理事の主たる任務は子豚供給の調整と輸送の組織化であった。肥育豚を飼育する地域では、組合は豚の仲介のみ行っていた

が、やがて SPF プログラムの普及を積極的に行うようになった。組合が最適の時期に結成されたこととそれが厳格に運営されたため、アメリカ式の清浄化がルツェルン州で普及することとなった。

1968 年 4 月には、組合の基盤は十分整っていたので、専従の組合理事が任命され、VLGZ から独立した。1970 年 5 月には法律上また組合政策上の理由から株式会社組織へと移行した。1971 年の終りには約 3,000 頭の母豚を有する 148 戸の繁殖農家と 102 戸の肥育農家が SPF 豚株式会社に帰属した。地域的には、ルツェルン州ならびにその周辺地域にまたがっていた。

4. SPF 豚繁殖肥育組合ないし生産取引組合

1966 年 9 月、SPS 機構と同盟していた SPF 豚飼育農家 (2 肥育農家と 13 の繁殖農家) は SSGD (スイス養豚衛生協会) の翼下に入り、SPF 豚繁殖肥育組合に合同した。SPS 機構とのそれまでの関係にはふれず、組合は SPS 機構の権利継承者として新たな規約を定めた。しかし、以下に示すように、それは SSGD の規約を補うものであり、規約による規制は弱かった。すなわち、その前文では「本組合の規約は肥育豚検定組合、種豚組合、あるいは役所の該当する規定、布告を補充するものである。また、本規約はいかなる命令をも妨げるものではなく、すでに決められている生産性や品質に関する最低条件を下まわるものでもない。」と述べられている。

またその具体的条項には「SPS 市場に属する繁殖および肥育農家は種豚能力検定をうけた種豚より生まれた子豚のみを取引の対象としなければならない。またそれら種豚の牡豚も同様の検定をうけたものでなくてはならない。」とされている。

Sempach にあるスイス種豚能力検定協会はその当時まだ活動していなかったため、SPS 機構はチューリッヒの連邦高等技術学校および家畜繁殖協会の提案に沿った能力検定を実施するよう各農家に指示した。

新たに設立された組合は、初めは事務所の開設をせず、日常の業務内で動物取扱いを継続していた SPS 機構に全業務を委託した。事業はすぐに順調に進んだが、1969年とその翌年には再汚染により取引がかなり落ち込んだ。

1968年には、まず実験的に小規模に、と畜場に出荷する豚の取引に手がつけられた。1969年から組合はその活動を広げたが、その当時は出荷豚の取引問題は解決されていなかった。

やがて、組合事務所が開設され、1969年の終りには、組合は「生産取引組合 Prosus」と改称された。1971年には、5,850頭の種豚を有する198戸のSPF豚繁殖、肥育農家が加盟していた。さらに88戸の肥育農家が加わり、その取引頭数は76,000頭にもものぼった。このSPF豚の取引の組織の中心は東スイスにあったが、その活動はさらに広い地域にわたり行われるようになった。

5. SPF 豚組合

前述したように、中央スイスにおいては、SPF豚飼育家をまとめて取引組織をつくり出すため、VGLZはUFA(スイス農業協同組合)の一員として、SPF豚組合の設立に尽力してきた。一方東スイスではVOLG(中央スイス農業協同組合連合)が同様の計画を進めていた。1967年4月に、これらの関係者25名が集まり、Winterthurを本拠とするSPF豚組合が設立された。従前の規約は、実際上の改正はされず、そのままSPF豚組合に引き継がれたが、組織の改編が重要な問題であった。VOLGは業務遂行、事務所の設置、輸送用車両の運用などをすべて組合に委ねた。やがてAargauおよびGraubündenの2州を含む東スイスの全範囲もこの子豚市場の中にはいった。

1971年終りには、組合は200頭以上の母豚を有する約60戸の繁殖農家と70戸の肥育農家を翼下に入れた。組合員数が伸びなかった理由は、両地方とも別のSPF豚取引組織がすでにしっかり基礎をつくっていたときに、組合の基礎づくりが行われたことが原因であろう。

1966年にはVFAの組合員であるVLG-Bern

(ベルン農業協同組合)のもとで、スウェーデン方式のSPF豚群作出をめざす取引組織すなわちAmicon AGが生まれた。この方式による養豚農家は東スイスにもあったので、Amicon AGは1968年Winterthurに支店をつくった。純粹に行政的理由から、この両方の組合が合同することが目的に合っているので、今日ではそれらの組合組織の合併が論議されている。

6. SPF プログラムにおけるこれら取引組合の意義

前述したよに、取引組合の組合員となることでどのような経済上の利益(すなわち、SPF豚の高い売価保証を事実上の販売保証)がSPF子豚生産者にもたらされるかが明らかにされている。したがって、豚群の清浄化が直接に経営上の利益に結びつくという事実から次のような結果が生まれた。

1. SPF プログラムは現在実施されている区域において完全に定着した。
2. 多くの養豚家が、資本を投入すること、および生産性の高い部門に経営を拡張することに決断を下した。
3. SPF豚飼育者は隔離ということに充分気を配り、また衛生規準を厳格に守ることを実行した。

また、SPFプログラムの実施にあたり、取引組合が存在することにより次のような成果が期待できる。

- 1) SPF豚の取扱い、運搬は非SPF豚と隔離して行う。
- 2) 豚の取引がある程度まとまって行われ疫学的調査が容易になる。
- 3) SPF豚の取引が完全にコントロールされ、出生時からと殺時まで個々の個体の監視を行なう必要性が減少する。
- 4) 取引組合による販売停止処分により、汚染豚の取引がほとんど不可能となる。
- 5) 出荷をコントロールする組織は縮小される。

取引組合が、新たに生じてくる問題点を解決するよう努力するならば、以上の事項のすべてが

完全に解決されることとなる。またその場合、SSGDからの疾病予防の要求は、短期的な組合員の利益に優先させるようにしなければならない。

取引組合の重要性が認識され、我々の提議に従って、1969年法律の改正に際し、次の一文がつけ加えられた。

「清浄な豚群からの豚の取引を専ら行う取引組合は、連邦政府獣医局、農政局の定める条件をみだす場合には、共同で事業を行うことができる。すなわち、取引組合は養豚衛生協会に承認された機関として登録できる」

ここに述べられた条件とは次のとおりである。

組織は次の義務を負う。

1. それぞれ衛生協会に所属する繁殖農家、肥育農家が組合に属し、また肥育農家は組合の下で子豚購入を行うという条件に従うこと。
2. SGDの決定および命令に従うこと。
3. 衛生管理に関する問題については、SGDの担当機関と協議すること。
4. 特定の農家から母豚を購入する義務を新規に加入する農家には負わせないこと。
5. SPF子豚農家からの豚のみを仲介すること。
6. 肥育豚の仲介は、買い手が組合員であるか否かにかかわらず行うこと。
7. SGDにより取引停止処分の告示をうけた豚群より出荷される豚の取引については、担当獣医師と合意のうえ組合の管理下で行うこと。またその輸送にはと殺豚輸送用車両の近くに配置された別の車両を使用すること。また、その件については管轄の事務所に電話で連絡し、さらに2日以内に文書で連絡すること。
8. 肥育豚の仲介に伴う輸送と、肥育農家の豚の輸送とは厳格に区別すること。
9. SPF豚輸送用の車両を用意すること。また、使用後の清掃、消毒を完全に行うこと。
10. 組合に加入している肥育農家は、将来とも次の義務を負うこと。すなわち、出荷適期の豚を担当獣医師と相談のうえ、ある一定の間隔で出荷すること。
11. 豚の取引に関することをSGDの担当者に報告すること。

組合間の協力関係については、SSGDの下にあった2つの組織とともに、他の承認をうけたすべての組合に委ねられた。この章に述べられている3つの組合については1969年以来、SSGDに公式に承認をうけている。